前橋市立城東小学校　いじめ防止基本方針

１　いじめ防止基本方針策定にあたって

（１） 前橋市立城東小学校の考え方や基本方針等

児童の「人権と命」・学校の「社会的信用」を守るために，「見過ごさない・あきらめない・見捨てない」を合言葉に，いじめを絶対に許さない笑顔があふれる学校づくりを進める。

（２） めざす児童像

やさしく　かしこく　たくましい　いじめを許さない　見逃さない城東の子

２　組織および校内体制

組織構造図

【生徒指導部会】　定例会議（毎月１回）

メンバー：校長　教頭　教務主任　生徒指導主任
各学年生徒指導担当　養護教諭

内　　容：① 児童の実態把握（生活アンケート）
② 児童の現状把握（日常観察）
③ 生活目標と照らした児童の姿・教師の指導の確認
④ 問題点についての協議
⑤ 方針決定（→伝達）
いじめとして対応するべき事案か否かを判断し，いじめと判断した場合，いじめ対策委員会を立ち上げる。解消の判断は学校長が行う。

【いじめ対策委員会】発生で編成，解消して解散

メンバー：校長　教頭　担任　学年主任　教務主任
生徒指導主任　養護教諭　カウンセラー

内　　容：① 児童について共通認識をもつ。
② 支援方針・役割分担を決める。

支援体制：① 校長が支援方針を説明する。
② 生徒指導主任が児童の現状と支援方針の関連を全職員に説明し一貫性のある支援が行われる環境をつくる。
③ 担任・養護教諭が保護者と協力関係や信頼関係を築く。
④ 直接関係のない職員も自分の立場で声をかけるなどして関わりをもつ。

提案・依頼，フィードバック

【道徳・特活部会】

① いじめ防止のための授業の推進
② いじめ防止活動の企画・実施

【校内研修】

① 児童の自己指導能力を開発する授業改善
② いじめ 防止・いじめ対応について最新の知見を得る研修の実施
③ 温かで認め合える人間関係づくりの方法
④ 初歩のカウンセリング技能

3　未然防止

（1） 基本方針

本校は，１（１）に掲げた基本方針のもと，教師の積極的な生徒指導と児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

① 組織として「ほめて・認めて・励ます」教育を行う。

② 道徳教育・特別活動（縦割班活動・交流学習など）を通して、規範意識を高め，児童が互いのよさや違いを認め合えるようにする。

③ きめ細かな児童観察・チャンス相談などを通して，小さなサインを発見し，いじめの発生・深刻化を防ぐ。

（2） 指導計画・研修計画【別紙「全体計画」参照】

＜前橋市立城東小学校「いじめ防止」年間計画策定＞

PLAN

・生徒指導部会の組織としての「いじめ対策委員会」の設置
・実態把握（月１回「生活アンケート」）
・年間計画の作成（児童主体のいじめ防止活動計画，既存の各年間指導計画の見直し・行事の位置づけ・企画）

DO

・二者面談・教育相談などの実施
・いじめ防止関連授業の実施
・児童主体のいじめ防止活動の実施

CHECK

・校内研修
・生活アンケート，生徒指導部会，学校評価
・携帯・インターネット教室（児童・教職員）
・地域の健全育成活動
・行事等の評価

ACTION

・次学期における重点指導項目の検討と改善

（3）保護者・地域・中学校との連携

地域の行事「前橋まつり」「のびゆくこどものつどい」「城東フェスタ」などに、子供たちを積極的に参加させ，保護者・地域・小中学校が一体となって子供たちの頑張りや活躍を認める。

（4）校内研修

児童の自己有用感の高揚をはかるため，教師の対応力・教育相談技術を向上させる研修を行う。

① 校区の現状と課題・学校の教育目標と生徒指導体制の関係を理解する研修，二者面談や教育相談の心得・生徒指導上配意が必要な児童の理解等に関する研修
② 個人指導・集団指導・学級づくりに関する研修
③ 個別支援の在り方・人間関係づくり・資料収集の仕方などのグループアプローチ・ピアサポート・カウンセリングの基礎基本を理解する研修

４　いじめの早期発見

（１） 基本方針

**　いじめは大人の目の届きにくいところで発生することを踏まえ，日頃から児童の様子を注意深く見守る。わずかな兆候であっても，児童・保護者の訴えが些細な問題に思えたとしても，いじめの存在を想定し速やかに的確な対応を行う。**

① いじめを隠さず、積極的な認知に努める。
② 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は，いじめを受けた児童の立場に立って行う。
③ 教職員間や学校と保護者との間の情報共有を密にし、児童の状況をきめ細かに把握する。
④ 児童が安心して相談できるよう日頃から積極的に児童に声をかけたり、児童がSOSを出しやすい環境をつくったりなど、信頼関係を築く。
⑤ 定期的な調査や教育相談を行い，いじめを訴えやすい体制や環境をつくる。
⑥ 学校・家庭・地域が組織的に連携・協働する体制の構築に努める。

（２） 児童の小さな変化に気づくための取組

① 生活アンケート（毎月１回実施）
児童一人ひとりからアンケートをとり担任が集計する。アンケート用紙は年度末まで保存，学級ごとの集計結果も保存する。

② 日常の観察
いじめチェックシートを活用し，いじめのサインを早期のうちに発見する。

③ 日常の確認
本人・保護者・周囲の児童の訴えに耳を傾け，中立の立場で，速やかに丁寧に事実を確認する。

（３） 情報を確実に共有するための取組

指導記録を作成・集積し，共有する。

① いじめ発生の発見から，経過（日時，指導・対応の内容・方法，児童・保護者の反応・変容）を具体的に記入していく。
② いじめが解消しても破棄せず保存しておく。

（４） 情報に基づいた対応の方針を立案実施

いじめ対策委員会が，正確な情報に基づき，危機管理の方針を立てる。

① いじめの原因・状態・安否について，中立の立場で，詳しく落ちなく調べる。
② 危機管理の方針（手段の選択・いじめ対策会議・対応チーム編成など）を立てる。
※発生した事件・事故の内容・規模によっては，校内・校外・マスコミへの対応も方針に含める。

５　いじめへの対応

（１） 基本方針

いじめ対策委員会・対応チームを中心に，最悪の事態を想定して，その日のうちに的確・迅速・誠実にいじめ問題への対処を始める。

① 被害児童・加害児童への指導

・状況により，学級，学年，全体での指導を進める。

② 保護者への対応

・被害児童の保護者へ　実状・指導の経過・今後を説明し，理解と協力を依頼する。

・加害児童の保護者へ　事情を説明し，今後の対応について理解と協力を依頼する。

③ 児童への指導の継続

・解決まで時間がかかることを想定し，見過ごさずに必要な指導をする。

・状況によってはＰＴＡ等に協力を依頼する。

・事態が改善されないときは，対応策を修正して働きかけ，経過を観察する。

（２） 重大事態発生の場合

いじめにより児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがある時には、前橋市教育委員会と連携して速やかに丁寧に対応する。

① 前橋市教育委員会に速やかに報告する。

② 前橋市教育委員会と連携して対応する。

③ いじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。

④ 関係児童生徒・全職員への聞取り調査をする。

⑤ 児童生徒にアンケート調査をする。

⑥ 関係児童の保護者に連絡し対応する。

⑦ 前橋市教育委員会と連携して保護者・地域・報道機関等に対応する（窓口は校長）

⑧ 関係児童・保護者の心をケアする。

⑨ 他の児童の心をケアする。

（３） 関係機関との連携

必要に応じて，校長・教頭が関係機関(主任児童委員・児童相談所・警察等)との連携を図る。

６　その他

（１） 評価と改善

月１回の生活アンケート・生徒指導部会，職員会議、年間１回の学校評価で成果を測定・評価し，客観的に改善する。

（２）保護者地域への情報発信・啓発活動

学校だより・学級通信・学年懇談会・学級懇談会などを通して児童が主体的に取り組んでいるいじめ防止活動を紹介する。